

特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト個人情報保護要綱

（目的）

第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の定める個人情報保護の理念に則り、特定非営利活動法人シュロス・スポーツプロジェクト（以下「本法人」という。）が取得し、取り扱う個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの（以下「個人情報」という。）の適切な保護のために本協会並びに職員及び役員又はその他の会員（以下「会員等」という。）が講じるべき措置を定める。

（適用範囲）

第2条 本法人が直接に又は会員等を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理する全ての個人情報に適用される。

（取得範囲）

第3条 個人情報の取得は、本法人定款第3条の目的に基づき、同第5条所定の事業を行うにあたって当該個人情報の取得が必要な場合に限られ、かつ、当該利用目的の達成に必要な限度において行われる。

（取得手続適正の原則）

第4条 個人情報の取得は、偽りその他不正な手段によって行ってはならない。

（取得手続）

第5条 個人情報をその本人から直接的に取得する場合には、本人に対し、事前に当該個人情報の利用目的を書面で特定して明示し、その書面による同意を得るものとする。

2 個人情報をその本人以外の者から間接的に取得する際には、本人に対し、事前に当該個人情報の取得及び利用並びにその利用目的を書面で通知し、当該個人情報の取得及び利用について本人の書面による同意を得る。ただし、本人が本人以外の者を通じて個人情報を提供するに際して、当該個人情報が当協会に対して提供されることを事前に同意している場合には、この限りでない。

（利用範囲）

第6条 個人情報の利用は、前条の規定により取得するにあたり、本人から同意の得られた特定の利用目的の範囲内で行うものとする。

（目的外の利用の場合の措置）

第7条 利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合においては、本人に対し、事前に当該個人情報の利用目的と利用方法を書面で通知し、当該個人情報の利用について書面で同意を得るものとする。

（個人情報の安全管理）

第8条 個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止を目的として、個人情報を取得・利用する部署（以下「個人情報取扱部署」という。）毎に個人情報が保存管理される。

- 2 個人情報取扱部署毎に、個人情報の管理に関する責任者（以下「情報管理責任者」という。）を置く。
- 3 当該情報管理責任者は、各部署の長をもって充てるものとする。
- 4 当該情報管理責任者は、相互に連携して個人情報に関する必要な安全管理措置を講じるものとする。
- 5 個人情報の取得及び利用の状況の監視は、情報取扱部署毎に、その情報管理責任者によって実施する。

（第三者に対する取扱委託の場合の安全管理）

第9条 個人情報の取扱の全部又は一部を第三者に委託する場合、委託先は、原則として前条に定める本協会の安全管理措置に準じる個人情報の安全管理措置を講じている個人情報保護法の適用を受ける個人情報取扱事業者でなければならない。

- 2 前項の定めるところに従って個人情報の取扱の全部又は一部を委託した個人情報取扱部署の情報管理責任者は、委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

（職員等の責務）

第10条 本法人の会員等は、法令の規定及び本要綱並びにそれらに基づく情報管理責任者の指示に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払い、その業務を行うものとする。

（情報管理責任者の責務）

第11条 情報管理責任者は、本要綱に定められた事項を理解したうえでこれを遵守するとともに、その属する個人情報取扱部署の会員等にこれを理解させたうえで遵守させるための教育訓練、内部規程の整備、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

（原則禁止）

第12条 個人情報は、いかなる第三者に対しても提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（第三者に対する提供手続）

第13条 個人情報を第三者に対して提供する場合には、当該個人情報の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、あらかじめ、当該個人情報の第三者に対する提供について書面による同意を取得しなければならない。

（個人情報の正確性の確保）

第14条 個人情報は、利用目的に応じて必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理する。

（個人情報の開示）

第15条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、遅滞なく当該個人情報を書面で開示する。

（個人情報の訂正等）

第16条 本人から自己の個人情報について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、遅滞なく、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を実施しなければならない。

（個人情報の利用又は第三者への提供の停止）

第17条 本人から自己の個人情報について個人情報保護法その他の法令に違反する取得又は利用を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、その理由があることが判明したときは、これに応じなければならない。

（手続の整備）

第18条 本法人が管理するあらゆる個人情報について、前三条の定めに基づく個人情報の開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という。）のための手続を整備する。

（苦情処理）

第19条 本人が、本協会の個人情報の取得又は利用全般に関する苦情を申し出た場合、誠実に対応しなければならない。

(個人情報及びその取扱いに関する情報公開)

第20条 本法人が管理するあらゆる個人情報について、当該個人情報の本人にその個人情報のすべてを知り得るような措置を講じるものとする。

(要綱の改正)

第21条 本要綱の改廃は、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則

1 この要綱は平成25年1月13日より施行する。